



厚生労働省

三重労働局

Press Release

担	平成26年6月10日 三重労働局
当	雇用均等室長 福原 正 室長補佐 矢田 有 電話 059-226-2318

平成25年度 三重労働局雇用均等室における 男女雇用機会均等法の施行状況について

男女雇用機会均等法関係の相談件数は高止まりの傾向(524件、平成24年度より17件増)

三重労働局では、このほど平成25年度に雇用均等室で取り扱った、男女雇用機会均等法に関する相談、紛争解決の援助申立、是正指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

1 相 談

- 平成25年度の男女雇用機会均等法（以下、「均等法」という。）関係の相談は524件で24年度より17件増加している。このうち労働者からの相談が36.1%と3分の1以上を占めている。
- 相談内容別にみると、「職場でのセクシュアルハラスメント」に関する相談が36.1%と最も高く、次いで「妊娠等を理由とする解雇等不利益取扱い」が11.6%である。
- 労働者からのセクハラ相談件数は、事業主からの相談件数の1.7倍と大きく上回っている。また、労働者からのセクハラ及び不利益取扱いに関する相談件数は、112件と24年度（132件）より減少しているものの、依然として高止まりの傾向にある。

2 行政指導

- 平成25年度の均等法第29条に基づく行政指導（労働局長の助言）件数は、156件である。
- 指導（指導書交付）件数は、94件。指導内容は、「セクシュアルハラスメント」についてが93.6%であり、セクハラ防止措置が不十分・未実施の事業主がみられる。
- 固定的な役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的取組（ポジティブ・アクション）を促すための助言を行った件数は101件であった。

3 個別紛争解決援助（25年度の援助等事例は、添付資料②）

- 均等法第17条に基づく「労働局長による紛争解決の援助」の申立は2件。内訳は、「妊娠等を理由とする不利益取扱い」が1件、「セクシュアルハラスメント」が1件である。

4 今後の取組

三重労働局では、事業主に対し均等法、特に本年7月1日から施行・適用される、改正男女雇用機会均等法令の周知徹底を図るほか、法に基づいた行政指導を積極的に展開する。

また、法にかかる労働者等からの相談については、引き続き個別紛争解決の援助、指導等により迅速に対処する。

特に最近の厳しい雇用環境化において、雇用調整等の名目で、均等法のみならず、育児・介護休業法に抵触すると疑われる「解雇等不利益取扱い」の事案については、厳正に対処するとともに、ポジティブ・アクションを推進する。



- 添付資料
- ① 平成25年度三重労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法の施行状況について
 - ② 三重労働局雇用均等室における相談・指導・紛争解決の援助事例
 - ③ 男女雇用機会均等法の概要
 - ④ リーフレット「男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します」